

社会福祉法人ウィング
役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(報酬)

第1条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第2条 監事が監査を行う場合は、日額2,600円の費用弁償を支給する。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。